

太子町入札参加資格審査変更申請について

申請内容に変更が生じた場合は、下記書類を速やかに提出してください。

必要な書類は、以下のとおりです。

	変更内容及び提出書類	一般競争（指名競争）参加資格審査申請変更届	登記簿 謄本	委任状	印鑑 証明書	使用 印鑑届	許可証明書 又は 更新通知等	経営規模等評価結果 通知書・総合評 定値通知書
本店	商号又は名称	○	○					
	所在地	○	○					
	代表者氏名	○	○					
	代表者役職	○	○					
	実印	○			○	○		
	使用印鑑	○				○		
支店等 （受任者）	商号又は名称	○	○ （登記がある場合）	○				
	所在地	○	○ （登記がある場合）	○				
	受任者氏名	○		○				
	受任者役職	○		○				
	使用印鑑	○		○		○		
その他	資本金	○	○ （登記がある場合）					
	電話・FAX番号	○						
	建設業許可又は 登録許可の更新	○					○	
	経営規模等評価結果 通知書・総合評定値 通知書の更新	○						○
	希望業種の登録抹消 （廃業、休業等）	○ （理由を記載）						

【注意事項】

- 申請種別（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入・役務等）ごとに提出。
- 実印・使用印鑑が変更の場合は、変更届にもに変更前と変更後の押印をすること。
- 所在地の変更の場合は、必ず郵便番号を記載すること。
- 希望業種の変更は、本町登録済みの希望業種の減少のみ対象となります。
また、その場合の希望業種の取扱いについては、以下のとおりです。
 - ①希望業種の一部廃業等による抹消の場合：希望順位を繰り上げし、再開は不可とする。
 - ②希望業種の一部を休業とする場合：希望順位を繰り上げを行わず、再開は可とする。
 - ③希望業種の追加及び変更：有効期間途中での希望業種の追加及び変更は不可とする。

◆合併・分割・営業譲渡などに伴う入札参加資格の承継について

「太子町入札参加資格承継事務取扱基準」を確認のうえ、承継の要件に該当する場合は、取扱基準別表2に記載の必要書類を紙ファイルにまとめて提出（郵送可）してください。

【提出部数】

提出は、申請種別（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入等）ごとに、1部提出してください。
なお、受領確認を希望される場合は、下記の①～③のいずれかを提出書類に同封してください。

- ①提出する申請書の写し（コピー）及び返信用封筒（切手貼付）
- ②受付票等（会社独自様式）及び返信用封筒（切手貼付）
- ③返信用ハガキ（切手貼付）

受付処理後、本町受付印を押印して返送します。

ただし、繁忙期は返信までにかかりの日数を要する場合がありますのでご了承ください。

【提出方法】

以下の①又は②の方法で提出してください。

- ①太子町役場庁舎3階 政策総務部 総務財政課（窓口）へ直接持参
- ②下記の宛名に郵送（郵送方法の指定はありません）

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

太子町役場 政策総務部 総務財政課 契約担当 宛